

特別指名競争入札実施運用基準

(目的)

第1条 この基準は、厚木市が実施する公共工事の施工において、優秀な工事施工をしたことにより優良工事表彰等を受けた市内建設業者を対象とした指名競争入札（以下「特別指名」という。）を適正かつ円滑に進めるため、厚木市契約規則（平成14年6月1日施行）及び厚木市建設工事指名競争入札参加者指名基準（平成13年7月1日施行）に定めるほか必要な事項を定める。

(対象業者)

第2条 特別指名の対象業者は、前年度以前3年度に厚木市優良工事表彰を受けた市内工事業者又は前年度に80点以上の工事成績評定点を受け、前年度に65点未満の工事成績評定点を受けていない市内工事業者とする。ただし、前年度以前に未実施の工事について特別指名を行なう場合については、その表彰年度時点の前年度以前3年度に厚木市優良工事表彰等を受けた市内工事業者とする。

2 特別指名により実施する工事においては、原則として、優良工事表彰等を受けた工事と工種が一致する者を指名する。ただし、表彰等を受けた工種に該当する工事が実施されない場合、当該業者の他の登録工種で指名することができる。

(実施方法)

第3条 指名の対象となった事業者の手持ち工事については、制限の対象とはせず、特別指名を落札した場合も件数に算入しない。ただし、特別指名を落札できるのは工種を問わず年度1件までとし、落札した場合、当該年度における次回以降の特別指名において指名しないこととする。

2 対象工事が不調となった場合は、厚木市工事請負に係る条件付一般競争入札事務取扱基準（平成26年2月20日施行）に基づき、条件付一般競争入札により執行する。

(対象工事の選定及び公表)

第4条 対象工事については、厚木市契約制度等検討委員会が選定する。

2 選定された前項の工事については、工事発注予定表により公表する。

附則

この運用基準は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この運用基準は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この運用基準は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この運用基準は、令和4年4月1日から施行する。